

令和 8 年度
委託番号 建第 4 4 号
局所がけ崩れ対策事業
坂本地区法面詳細設計業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月
仙北市建設部建設課

1. 委託業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県建設部制定「設計業務等共通仕様書（令和7年10月1日以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総 則

第1節 業務内容

本業務は、仙北市西木町上桧木内字坂本 360-1 において、法面の補修に係る詳細設計を行うものである。

第2節 打合せ等

打合せは、業務着手時、設計業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せは、5回（中間3回）とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

第3節 業務計画

共通仕様書に定める業務計画書は、第1回打合せ終了後、速やかに提出するものとする。

第4節 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係資料は、下記のとおりとする。

- ・調査職員が必要と認めた図書及び資料

第5節 成果物の提出

次に示す成果物を納品するものとする。

- ・電子データ（CD-R） 2部
- ・報告書（A4判） 1部
- ・その他調査職員が指示したもの

第2章 業務内容

第1節 業務内容

本業務の設計項目は次に示す通りとする。

なお、項目に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

- 1 一般構造物詳細設計（場所打ち法枠※吹付工） 1 式
- 2 道路設計関係その他設計（取付道路※工事用仮設道路） 1 式
- 3 路線測量 1 式

第2節 一般構造物詳細設計（場所打ち法枠）

一般構造物詳細設計の業務項目は次のとおりとする。なお、項目等に変更の必要が生じた場合は、調査職員と協議しなければならない。

- ・ 設計計画
- ・ 設計条件の確認
- ・ 設計計算
- ・ 設計図
- ・ 数量計算
- ・ 照査
- ・ 報告書作成
- ・ 現地踏査

第3節 道路設計関係その他設計（取付道路）

設計延長は0. 1 5 k mとする。

第4節 路線測量

路線測量の業務内容は次のとおりとする。なお、内容等に変更の必要が生じた場合は、調査職員と協議しなければならない。

- ・ 中心線測量
- ・ 仮BM設置測量
- ・ 縦断測量
- ・ 横断測量

路線延長は0. 0 3 k mとする。

令和 8 年度
委託番号 建第 4 4 号
局所がけ崩れ対策事業
坂本地区法面詳細設計業務委託

現 場 説 明 書
〔条件明示〕

令和 8 年 9 月
仙北市建設部建設課

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、令和 7 年 1 0 月 1 日以降適用の秋田県委託業務共通仕様書及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について条件とします。

第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則

第 1 節 業務内容

金額を記載しない内訳書(金抜き設計書)及び設計図面のとおりです。

第 2 節 仕様書

本委託契約における仕様書とは、秋田県建設部制定「設計業務等共通仕様書（令和 7 年 1 0 月 1 日以降適用）」及び本業務の特記仕様書をいいます。

第 2 章 基 準 等

第 1 節 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第 2 節 積算基準

業務委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- ・設計業務等標準積算基準書
- ・設計業務等標準積算基準書（参考資料）

令和 7 年 1 0 月 1 日以降適用 秋田県建設部

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

第1節 業務条件

本業務の業務条件は次のとおりです。

なお、業務条件について、明示されなかった新たな事項が発生した場合は別途協議します。

種 別	細 別	作業区分	業務条件
一般構造物詳細設計	場所打ち法枠	左の細別を含む 全ての区分	スベリ安定計算：行う 予備設計で概略設計計算済：いいえ 計画面積（1断面当り）：1000m ² 未満 断面数：1 断面 現地踏査箇所数：1 箇所
道路設計関係その他 設計	取付道路	左の細別を含む 全ての区分	
路線測量	中心線測量 仮BM設置測量 縦断測量 横断測量	左の細別を含む 全ての区分	地域による変化率：平地・耕地

第2節 その他

本業務を履行するにあたり、本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、疑義等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し業務を進めるものとする。また、現地踏査において、条件及び数量等に増減が生じる場合は別途協議します。